

「金ケ崎町立図書館（施設名）」ネーミングライツスポンサー募集要項

金ケ崎町では、金ケ崎町立図書館に愛称を付与する命名権者（ネーミングライツスポンサー）を次のとおり募集します。

1 目的

施設等への愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を導入することにより、新たな財源を確保し、施設の魅力及びサービスの向上を図ることを目的とします。

2 募集対象施設の概要

施設名	金ケ崎町立図書館
所在地	金ケ崎町西根西地蔵野5番地
施設規模・構造等	鉄筋コンクリート造、一部2階建 敷地面積：11,846.34㎡、延床面積：1,918.30㎡
収容数	約200人
年間利用者数 （令和6年度実績来館者数）	45,450人 一般企画展4回、児童企画展5回、エミリオ・ディキンソン企画展1回、小・中学生読書感想画展 etc
管理運営	金ケ崎町直営

3 愛称の付与

対象施設に対し、法人名、商品名等を含めた愛称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

- (1) 愛称は、施設の愛称としてふさわしく、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から町民の理解が得られるものを提案してください。
- (2) 愛称には、「かねがさき図書館」を必ず含めるようにしてください。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 第三者の商標権、著作権等第三者の権利を侵害するもの

- (4) 今回募集する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設名の変更は行いません。
- (5) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中は、法人名の変更等やむを得ない事由が生じた場合を除き、愛称の変更は原則としてできないものとします。

4 ネーミングライツ料（命名権料）

希望額 年額30万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間とします。

6 スポンサーメリット等

- (1) 対象施設に既に設置されている案内看板等の表示を、愛称を付与したものに変更することができます。また、町との協議を経て承認を得た場合は、新たに掲出を行うことができます。
- (2) 対象施設のネーミングライツの保有者であることを、ネーミングライツスポンサーのホームページや出版物等で広報することができます。
- (3) 町は、町の広報紙やホームページ等において原則として愛称を使用し、積極的に愛称の定着に努めます。なお、愛称とともに、町が定めている施設名称を併記する場合があります。
- (4) ネーミングライツスポンサーは、対象施設のネーミングライツ契約の更新について、優先交渉権を有します。

7 ネーミングライツ料以外の費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、下表のとおりとします。

区 分	町	ネーミングライツ スポンサー
敷地・建物における案内看板等の表示		○
契約期間終了後又は契約解除時の原状回復		○
町が作成する印刷物やホームページ等の表示	○	

8 応募資格

ネーミングライツスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人又はその他の団体であって、個人でないこと。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、金ヶ崎町暴力団排除条例(平成24年金ヶ崎町条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する者
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止、営業許可の取消、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の者
- (6) 町税等を滞納している者
- (7) その他事業者として適当でないと認められる者

9 現地見学

希望者を対象に、募集期間内に随時行います。

10 応募方法

募集期間内に、次の書類を持参又は郵送により提出してください。

- (1) 申請書類
 - ア 応募申請書(様式1)
 - イ 法人(団体)の概要(様式2)
 - ウ 申請に係る誓約書(様式3)
 - エ 直近3か年の決算報告書
 - オ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
 - カ 法人税、消費税及び地方消費税並びに町税の納税証明書(直近1年間)
- (2) 提出部数 1部
- (3) 留意事項
 - ア 申請に当たり必要な経費は全額応募者の負担とします。
 - イ 申請書類は返却しません。また、情報公開条例に基づき開示することがあります。
 - ウ 持参の場合の申請書類の受付は、募集期間の土曜、日曜及び祝日を除く、午前9

時から午後5時までとなります。

11 募集期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月29日（金）まで
（郵送の場合は、応募期間内に必着のこと。）

12 選定方法

町が設置する「ネーミングライツ審査委員会」において、応募者の資格、愛称、金額などを総合的に審査し、優先交渉順位を決定します。

応募者が1者のみの場合も、町のネーミングライツスポンサーとしてふさわしいかどうか審査し、優先候補者とするかどうかを決定します。いずれの場合も、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行う場合があります。

審査委員会による選定結果は、文書で通知します。

13 決定及び公表

優先候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設名、ネーミングライツスポンサーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

なお、優先候補者との協議において合意の可能性がないと町が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次点候補者と契約締結に向けた協議を行うものとします。

14 契約の解除

契約締結後、応募資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、町は契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

15 書類提出先・お問い合わせ先

〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西地藏野5番地

金ヶ崎町立図書館 担当 内藤

TEL：0197-41-1900

FAX：0197-44-5661

Email：toshokan@town.kanegasaki.iwate.jp